令和9年度（2027 年度）版

保育所・認定こども園入所のしおり

～保育施設・事業利用のご案内～

令和8年10月発行



一斉申込受付期間

令和8年11月2日（月）～11月20日（金）

一斉申込受付終了後の申込み

定員に空きがある場合、利用希望月の前月10日（休日の場合は翌開庁日）まで申込み可能です。
なお、必要書類がすべて揃っていることをご確認のうえ、ご提出ください。

受付窓口・時間

- 幼児教育・保育推進課、市役所各支所総務課：平日9:00～16:30（土日祝除く）
- 各市立保育所・認定こども園：各園の開園時間内

問い合わせ先

南丹市教育委員会こども家庭センター**幼児教育・保育推進課**
〒622-8651南丹市園部町小桜町47 番地（中央庁舎2階）
TEL.0771-68-0017

南丹市ホームページ

保育所・認定こども園（保育利用）

目次

1 南丹市の保育所等一覧 2
2 はじめに(重要) 3
2-1 保育所を利用するには 3
2-2 申込みから利用までの流れ 3
3 認定 4
3-1 認定区分(南丹市の場合) 4
3-2 保育の必要性の認定・保育必要量の認定 5
4 開所時間 6
5 利用時間(市立、私立とも共通) 6
6 延長保育 6
7 休所日 6
8 申込受付期間(一斉申込受付期間中に申込む場合) 7
9 申込必要書類 7
9-1 すべての方に必要な書類① 7
9-2 すべての方に必要な書類②（マイナンバー関係書類） 7
9-3 すべての方に必要な書類③（原則として父母ともに必要） 7
9-4 必要な方のみ提出する書類①（こどもの状況ごとに必要な書類） 8
9-5 必要な方のみ提出する書類②（保育料等の算定に必要な書類） 9
10 申込み上の注意 9
11 利用調整 10
12 ならし保育 10
13 南丹市保育・教育力向上の日 ～家庭保育の協力のお願い～ 10
14 保育料について 11
14-1 保育料の算定(3歳未満児※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 11
14-2 副食費について(3歳以上児※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から) 11
14-3 納付方法(市立保育所を利用する場合) 11
15 病児保育 12
16 一時保育 12
17 他市町村の施設利用を希望される場合(広域入所) 12
18 市立認定こども園の1号認定利用 13
19 就学前教育・保育施設の再編 13
20 育児休業給付金の手続き 13
21 Q&A 18
21-1 入所について 18
21-2 認定について 19
21-3 利用者負担額(保育料等)について 20
21-4 私立認定こども園について 20
22 南丹市保育所保育料等徴収金基準額表 21
23 南丹市保育所〈ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯〉保育料徴収金基準額表 22
24 その他の減免制度 22

1 南丹市の保育所等一覧

南丹市立保育所等

	施設名	所在地 （電話番号）	予定定員数 ※施設全体	受入対象児の年齢 （予定）	土曜保育の 有無
園部町内	園部保育所	園部町木崎町下ヲサ46番地 （0771-62-0427）	110人	1歳児～5歳児	城南保育所で合同実施
	城南保育所	園部町城南町中井50番地 （0771-62-1400）	100人	満6か月～5歳児	
八木町内	八木中央保育所 （八木中央幼児学園長時部）※	八木町西田河原條42番地 （0771-42-5189）	110 人	1歳児～5歳児	八木東保育所で合同実施
	八木東保育所 （八木東幼児学園）	八木町北屋賀焼石8番地3 （0771-42-4377）	60人	満6か月～5歳児	
日吉町内	ひよしこども園 （保育利用）	日吉町保野田垣ノ内11番地 （0771-72-0212）	70人	満6か月～5歳児	ひよしこども園で合同実施
	胡麻保育所	日吉町胡麻中野辺谷73番地 （0771-74-0052）	60人	1歳児～5歳児	
美山町内	みやまこども園 （保育利用）	美山町島島台53番地 （0771-75-0133）	90人	満1歳～5歳児	みやまこども園で合同実施
	みやまこども園 知井分園	美山町中勘定7番地	10人	1歳児～2歳児	

※八木中央保育所は、令和９年度（2027年４月～）に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。移行に伴い、利用区分等の呼称が以下のように変わります。なお、制度上の呼称や扱いは変更となりますが、日々の保育内容やこどもたちが過ごす環境が変わることはありません。➡詳細は p.13

- 「長時部」→「保育利用」に変わります
- 「短時部」→「教育利用」に変わります

南丹市内　私立幼保連携型認定こども園

	施設名／事業者名	所在地 （電話番号）	予定定員数 ※施設全体	受入対象児の年齢 （予定）	土曜保育の 有無
園部町内	**南丹のぞみ園** ／社会福祉法人京都ルーテル会 **（保育利用）**	園部町小山東町平成台 1号21番地 （0771-68-2255）	162人	満6か月～5歳児	有

※南丹のぞみ園の利用開始日は月の初日からになります。

2 はじめに(重要)

保育所は、保護者の就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設で、**すべてのこどもが無条件に利用できる施設ではありません。**

現在(令和8年10月時点)、南丹市内には、5か所の市立保育所、2か所の市立認定こども園(分園含む)、私立の認定こども園1園があります。なお、認定こども園における保育所利用についても、市立保育所と同様の扱いとなります。

2-1 保育所を利用するには

申込みができるのは、利用希望開始月時点で南丹市に居住(住民登録)しているこども(転入予定を含む)です。このしおりをよく読み、申請書及び必要書類を揃えて下記のとおりご提出ください。

市外に居住しているこどもで南丹市内の保育所を利用したい場合は、お住まいの自治体にお問い合わせください。自治体間での協議を行い、利用を調整します。➡詳細は p.12

2-2 申込みから利用までの流れ

施設選び
事前に施設の見学をおすすめします。園の雰囲気や保育方針、送迎時間等をご確認のうえ、お申込みください。(見学しなくても申込みは可能です)

書類準備
就労証明書などの必要書類をご準備ください。➡詳細は P.7

入所申込
令和9年度中(令和9年4月1日～令和10年3月31日の間)の利用を希望される方(年度途中から利用希望の方を含む)は、一斉受付期間内に申込みをしてください。
一斉受付期間を過ぎた場合は、利用定員に空きがあればお申込みいただけますので、幼児教育・保育推進課までご連絡ください。

利用調整
保育の必要度や施設の空き状況等に基づき利用調整(選考)が行われます。希望者が受入可能人数を超える場合は、各世帯の状況により市にて利用調整を行い、利用者を選考します。なお、定員を超える申込みがあった場合やその他必要な場合には、面接を行うことがあります。選考の結果、第１希望の施設が定員等の理由で利用できない場合は、第２・第３希望の施設が内定することがあります。なお、すべての希望施設の定員を超える場合は、保留となりますのでご了承ください。

入所内定の場合

結果受領
1月末頃「保育所入所承諾書」等が郵送で届きます。

面談 健康診断
2月頃に施設との面談や健康診断を受けます。日程は内定施設にお問い合わせください。

口座振替手続き
利用開始までに指定の金融機関、市役所会計課・各支所総務課で口座振替の手続きをお願いします。

入所
保育所入所

入所保留の場合

結果受領
1月末頃「保育所入所保留通知書」が郵送で届きます。(初月のみ)

利用調整(選考)
入所申込みを取り下げない限り、令和10年3月入所まで、毎月、利用調整(選考)の対象となります。

入所申込みを取り下げる場合は、毎月の入所申込み締切日までに手続きをしてください。

初月の申込み内容に基づき選考されますので、申込時から状況が変わった場合(就職、転職、退職、休職、妊娠など)は、改めて保育を必要とする事由を証明する書類をご提出ください。

3 認定

保育所を利用するには、「子ども・子育て支援新制度」において、保護者の就労等により保育を必要とする「認定（給付認定）」を受けることが必要です。

3-1 認定区分（南丹市の場合）

保護者が教育・保育のどちらを希望するのか、また、こどもの年齢によって3つの区分に認定されます。
私立の幼稚園、認定こども園の1号認定を希望する場合は、園が窓口になりますので、詳しくは各園にお尋ねください。

認定の種類	年齢	保育の必要性	法令	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	法19条1項	市立幼稚園、市立認定こども園（教育）、私立認定こども園（教育）
			法30条の4	私立幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、私立認定こども園（保育）
			法30条の4	市立幼稚園、私立幼稚園
3号認定	0～2歳	あり	法19条1項	市立保育所、市立認定こども園（保育）、私立認定こども園（保育）

令和9年度利用するこどもの年齢表

区分	生年月日		
0歳児	令和9年度中に1歳になるこども・満6か月以上児		
1歳児	令和7年4月2日	～	令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日	～	令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日	～	令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日	～	令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日	～	令和4年4月1日

3-2 保育の必要性の認定・保育必要量の認定

保育認定を受けられるのは、保護者の方すべてが、保育必要性のいずれかの事由に該当し、こどもを家庭で保育することが困難な場合です。また、保護者の状況により、利用可能時間が「保育標準時間（1日最長11時間）」か「保育短時間（1日最長8時間）」のどちらかに決まります。

※利用可能時間を超える場合は、保育施設への申込みにより延長保育が利用できます。➡詳細は p.6

保育の必要性の事由（※保育施設の利用可能期間）		保育必要量区分
就労	**月48時間～119時間労働**することを常態としている場合（下限基準例：1日4時間×週3日）	保育短時間
	月120時間以上労働することを常態としている場合（下限基準例：1日6時間×週5日）	保育標準時間
妊娠・出産	妊娠中及び出産後間がない場合 ※産前6週間前にあたる日から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間	保育標準時間
疾病・負傷 障がい	保護者が病気や障がいのため保育が困難な場合	保育短時間 （原則）
同居親族の常時の 介護・看護	同居親族（長期間入院をしている親族を含む）の方を常時介護・看護している場合	介護等を必要とする時間によって認定
災害復旧	震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合	保育標準時間
継続的な求職活動	仕事を探している場合 ※効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日までの期間 ※期間の延長はできません	保育短時間
就学・職業訓練	大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 ※卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間 ※自動車学校（教習所）は含まれません	保育短時間
育児休業取得時の 継続利用	育児休業取得時に、既に保育を利用しているこどもがいて、継続利用が必要である場合	保育短時間
虐待やDVのおそれがある場合	虐待又は配偶者からの暴力により、保育が困難な場合	保育標準時間
その他	前項に類して市長が認める場合	必要な時間

4 開所時間

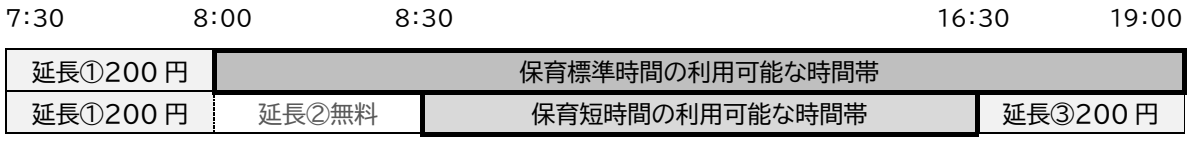
	月曜から金曜	土曜
市立保育所 市立認定こども園	7時30分～19時00分	8時00分～13時30分 （みやまこども園のみ17時00分まで）
南丹のぞみ園	7時30分～20時00分	7時00分～18時00分

※土曜保育の利用は原則就労理由に限ります。

5 利用時間（市立、私立とも共通）

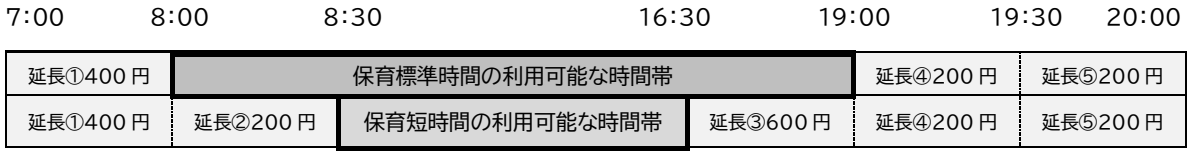
保育標準時間	8時00分～19時00分（最長11時間）
保育短時間	8時30分～16時30分（最長8時間）
延長保育	開所時間の中で申請により利用ができます。 延長保育の利用には申請が必要です。

市立保育所、認定こども園（平日利用） ※最長開所時間7:30～19:00



※延長保育料は1回あたりの金額です。

南丹のぞみ園（平日利用） ※最長開所時間7:00～20:00



※延長保育料は1回あたりの金額です。
※延長④･⑤を利用した場合、別途、補食代が必要です。
※土曜保育の延長保育の利用は18時までです。

6 延長保育

保護者のやむを得ない事情により、認定された保育必要量（時間）を超えて保育が必要となる場合に、延長保育を利用することができます。
申込みは、入所決定後に通所する施設にて行ってください。

7 休所日

休所日は、日曜、祝日、振替休日、年末年始等です。
気象警報、特別警報の発表、突発的な災害により安全な保育が実施できないと判断した場合は、臨時休所する場合があります。

8 申込受付期間（一斉申込受付期間中に申込む場合）

令和9年度中の保育所利用を希望される方は、下記の一斉申込受付期間中にお申込みください。
4月からの入所を希望されない場合でも、年度途中の利用を希望されている方は、この一斉受付期間中にお申込みください。

一斉申込受付の期間	**令和８年１１月2日（月）～１１月２０日（金）**
受付対象者	**令和９年４月～令和１０年３月**の期間内に利用を開始したい方
受付窓口・受付時間	**幼児教育・保育推進課、市役所各支所総務課**：平日9:00～16:30（土日祝除く） **各市立保育所・認定こども園**：各園の開園時間内

9 申込必要書類

書類は、各受付場所で配布しています。★印の書類は、南丹市子育て応援サイト「のびのびなんたん」HOME>保育所・幼稚園・小・中学校>保育所・認定こども園（保育所利用）からもダウンロードできます。印刷してご利用ください。
育児休業給付金の延長手続きの際に、ハローワークから申込み書類の写しの提出が求められます。**申込みの結果が利用保留となった場合に延長手続きを行うことを検討している方は、本市に申込み書類を提出する前に申込み書類（全ページ）の写しをとっておいてください。**➡詳細は p.13

9-1 すべての方に必要な書類①

以下の（1）～（4）は、こども1人につき1セット必要です。

必要書類
（1）給付認定申請書兼認定内容確認票★
（2）保育所・認定こども園利用希望申込書★
（3）お子さまの様子について★
（4）申込みチェックシート★

9-2 すべての方に必要な書類②（マイナンバー関係書類）

以下の（5）～（6）は、申込み世帯につき1セット必要です。
幼児教育・保育推進課以外の窓口に提出又は郵送される場合は、**指定の封筒に入れ、封をした状態で提出してください。**

必要書類	補足
（5）給付認定に係る個人番号提供書★	
（6）記載した<u>全員分</u>のマイナンバーが確認できる書類	マイナンバーカードをお持ちでない場合は、マイナンバーが確認できる書類（住民票の写しや通知カード等）をご提出ください。 **幼児教育・保育推進課の窓口**にて直接申請される場合、原本を窓口で職員にご提示いただくことで、（6）を省略することができます。
（7）申請した保護者の本人確認書類	来庁者の本人確認書類（免許証や資格確認書等）をご提示ください。

9-3 すべての方に必要な書類③（原則として父母ともに必要）

- 入所する年月日以降の保護者の状況をもとに証明書をご用意ください。

- 「就労証明書」、「就学等証明書・求職活動状況申告書」、「診断書」等準備に時間がかかる書類については、早めにお手続きを進めていただき、受付時にご提出ください。
- 申込年度の利用開始時点で **65 歳未満の同居祖父母**も証明書が必要です。
- 世帯分離していても同じ住所の場合は同居とみなします。
- 父母以外が保護者である場合は、幼児教育・保育推進課へご相談ください。

保護者の状況	必要書類
会社等にお勤めの方 （常勤・パート・内職・自営専従者など）	▪ 「就労証明書」★ ▪ 不規則な勤務の場合…シフト表の写し ▪ 派遣社員の場合…派遣会社（派遣元）の証明
自営の方 （自営業・農業・起業準備）	▪ 「就労証明書」★ ▪ 「開業届出書の写し」、「営業許可書の写し」又は「確定申告書（第一表、第二表）の写し」 ▪ 開業予定の場合…店舗予定地の「賃貸借契約書の写し」
育児休業が終了し、仕事に復職する方	▪ 「就労証明書」★ ▪ 「復職証明書」★ ※ 復職後、翌月末までに「復職証明書」を提出してください。
育児休業中の方	▪ 「就労証明書」★ ※ 育休期間等を明記したものをご提出ください。 ※ 復職後1か月以内に再度「就労証明書（復職年月日が記入されており、証明日が復職日以降のもの）」をご提出ください。
妊娠・出産 （産前6週間・産後8週間の期間）	▪ 「保育必要性の申立書（その他用）」★ ▪ 母子健康手帳の写し（保護者氏名及び分娩予定日記載が記載されたページ）
保護者が病気又は心身に障がいがある場合	▪ 「保育必要性の申立書（疾病・負傷・障がい用）」★ ▪ 診断書（家庭保育が困難であることがわかるもの） ▪ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し （等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）
保護者が同居親族の方の介護・看病を常時している場合	▪ 「保育必要性の申立書（介護・看護用）」★ ▪ 介護を受けている方の診断書 （常時介護や看護が必要である旨の記載があるもの）
災害の復旧に当たっている場合	▪ 「保育必要性の申立書（就学・災害復旧用）」★ ▪ り災証明書
仕事を探している場合	▪ 「求職活動状況申告書」★ ▪ ハローワークの「受付票」、面接の案内など
保護者が大学や職業訓練学校、専門学校などに通学している場合	▪ 「保育必要性の申立書（就学・災害復旧用）」★ ▪ 「在学証明書」及び「カリキュラム」
虐待やDVのおそれがある場合	▪ 「保育必要性の申立書（その他用）」★ ▪ 児童相談所などからの証明
その他	▪ 「保育必要性の申立書（その他用）」★ ▪ 個別に指示する書類、証明書

9-4 必要な方のみ提出する書類①（こどもの状況ごとに必要な書類）

こどもの状況等	必要書類
これから産まれる場合	母子健康手帳の写し （保護者氏名及び分娩予定日記載が記載されたページ）
病気又は心身に障がいがある場合	▪ 診断書（家庭保育が困難であることがわかるもの） ▪ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し （等級及び本人の氏名、生年月日、住所の記載のあるもの）

9-5 必要な方のみ提出する書類②（保育料等の算定に必要な書類）

- すべての保護者分を合算して保育料等を算定します。なお、祖父母等がお子さんを扶養していると認められる場合には、祖父母等にも書類を提出いただくことがあります。
- 算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。
- 市民税が未申告の方は判定が行えません。必ず申告をしてください（配偶者控除の対象者は不要）。

保護者の状況	必要書類
令和８年1月1日に南丹市に住民登録がない方	原則提出不要 ※ マイナンバーによる情報連携で課税状況を照会します。
	課税状況が確認できない場合は、後日個別に連絡いたしますので、配偶者控除の対象者を除く「すべての保護者」について、以下の書類をご提出ください。 **■ 給与所得のみの方（給与から市府民税等が天引されている方）** 特別徴収税額通知書（令和８年1月1日時点の住民登録地発行） **■ 自営業・個人納付の方** 市府民税納税通知書等（令和８年1月1日時点の住民登録地発行）の表紙・税額・明細部分の写し **■ 海外勤務の方** 海外在住等により課税証明書が用意できない場合は、海外勤務期間中の所得額等を、市町村民税相当額として算定し保育料等を算定します。幼児教育・保育推進課にご相談ください。 **■ 上記以外の方・紛失した方** 課税証明書又は非課税証明書（令和８年1月1日時点の住民登録地発行）
生活保護受給中の方	「生活保護受給証明書」又は「生活保護受給者証の写し」

10 申込み上の注意

（1）必要書類は、所定の期日までに必ずご提出ください。**期日までに提出がない場合や、提出が遅れた場合は、一斉申込の受付対象外となりますのでご注意ください。**

（2）提出書類の内容に虚偽があった場合、決定等を取り消すことがあります。

（3）令和８年４～令和９年３月中の利用の入所申込みをしていても、令和９年４月以降の入所については、選考されません。別途、令和９年度分の申込みが必要です。

（4）申込みを取り下げる場合や内定を辞退する場合は、「取下げ書」を提出してください。内定を辞退すると申込みも取り下げとなるため、翌月以降も選考を希望する場合は、再度申込みが必要です。なお、取り下げをした場合には、入所保留通知書は発行されませんのでご注意ください。

（5）転所申込の方が転所先の内定を辞退した場合、元の保育所等には別の方が入所するため、元の保育所等には戻れず退所となります。

（6）申込み後、保育を必要とする事由、家庭状況等に変更があった場合は、その都度、幼児教育・保育推進課への証明書のご提出又はご連絡をお願いします。

（7）入所後に南丹市外へ転出された場合、退所となります。南丹市外へ転出後も継続して利用を希望する場合は、お手続きが必要です。➡詳細は p.12

（8）育児休業中に入所申込みをする場合、入所月内の復職が必要です。育児休業から復職する際、以下の①～④に該当する場合は退所となります。

① 育児休業取得中の勤務先を退職した場合（入所月の月末までに申込時点と同じかそれ以上の勤務時間の仕事に転職する場合を除く）

② 入所月の月末までに復職をしない場合

③　復職後に育児休業取得前と比較し、就労時間が短くなる（育児短時間制度の利用は除く）場合※転職した場合も同様

④　復職後の派遣先が未定で復職できない場合

11 利用調整

利用を希望する申込者数が定員を超えた場合は、各世帯の状況（保育の必要性の事由、保護者の状況等）を指数（ポイント）化し、利用者を選考します。面接を行う場合もありますので、その際はご連絡します。

- 月の就労時間数や保育の必要理由により調整指数が変動します。
- ひとり親世帯や保護者が保育士、幼稚園教諭等として就労する場合等は基本指数に加算する優先指数を設定しています。
- こどもを預けることができる祖父母等がいらっしゃる方や、きょうだいが教育のみで幼稚園を利用されている場合等は基本指数を減算する調整指数を設定しています。
- それぞれのご家庭の保育が必要な理由を給付認定申請書に詳しく記入してください。

12 ならし保育

乳幼児は環境や生活の急激な変化に適応しにくいものです。こどもや保護者が新しい環境や生活リズムに無理なく適応し、安心感と信頼関係を築き、徐々に集団生活に慣れていただけるよう、段階的に保育時間を増やす「ならし保育」を実施しています。

（1）入所後、休日及び欠席を除き、計6日間程度のならし保育期間があります。4月のならし保育は入所式の翌日からスタートします。4月1日から入所式の間に利用希望がある方は入所の決定後に園へご相談ください。

（2）保育所入所を機に就業又は復職する場合、就業又は復職する前にならし保育をすることが可能です。ただし、年度をまたいだ利用はできません。

（3）ならし保育1日目から保育料は必要です。

（参考）令和9年度市立保育所の4月からの通常入所の場合

日	月	火	水	木	金	土
～省略～						
4	5	6	7	8	9	10
		入所式	**ならし1日目** ～10:00	**2日目** ～10:00	**3日目** ～12:00	
11	12	13	14	15	16	17
	4日目 ～12:00	**5日目** ～16:00	**6日目** ～16:00	**通常・延長保育開始**		

※正式日程は入所決定後に各施設から案内されます。
※4月途中入所・5月以降の入所は、保育の必要な日の6日前よりならし保育開始です。

13 南丹市保育・教育力向上の日　～家庭保育の協力のお願い～

南丹市では、「受けたい保育・教育がある南丹市」の実現を目指し、就学前保育・教育の質のさらなる向上に取り組んでいます。
その一環として、市内すべての保育所および認定こども園において、保育教諭等の専門性向上や研修機会の確保を目的とした「南丹市保育・教育力向上の日」を制定し、令和 7 年 4 月から実施しています。

家庭保育協力日として16:30以降（集合保育時間帯）の家庭保育のご協力をお願いいたします。

毎月の家庭保育協力依頼日（毎月 19 日（きょうと育児の日➡詳細は p.19））

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
19(月)	19(水)	18(金)	16(金)	19(木)	17(金)	19(火)	19(金)	17(金)	19(火)	18(金)	17(金)

※家庭保育が難しい場合は園までお知らせください。

年間 3 回の家庭保育協力依頼日（保幼小中ブロック研修時）

実施回数	年 3 回
目的	市内全体の保育・教育の質の向上を図るため（職員が研修に出席します）
日程	日程は未定のため、確定次第、園だより等でお知らせいたします。

14 保育料について

保育料・副食費は、市立保育所・認定こども園、南丹のぞみ園ともに、南丹市保育所保育料等徴収金基準額表にて市が決定します。

14-1 保育料の算定（3歳未満児※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで）

保育料（利用者負担額）は、こどもの年齢と、保護者の所得（市町村民税の所得割額）に応じて決定されます。保育料算定の基準額は、こどもの保護者（父母もしくは父母以外の扶養義務者の方）の市町村民税の所得割額の合算額となります。

（1）算定の基準となる市民税の年度・期間は、下図のとおりです。
（2）算定した保育料は、入所後に通知されます。
（3）算定後に所得更正があった場合は、速やかに連絡をお願いします。記載事項変更届提出の翌月分から更正後の課税情報で算定を行います。

令和9年									令和10年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
「令和8年度」市民税 （令和7年1月1日～12月31日までの所得）					「令和9年度」市民税 （令和8年1月1日～12月31日までの所得）						

※算定に必要な課税資料が揃わない場合は、最高額で仮決定します。

14-2 副食費について（3歳以上児※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）

3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、保育料（利用者負担額）は0円となっていますが、副食費が必要となります。➡詳細は p.21

14-3 納付方法（市立保育所を利用する場合）

（1）納付方法は、**原則、口座振替**です。
（2）利用（入所）が決まりましたら、口座振替の手続き方法などをご案内しますので、期日までにお手続きをお願いします。
（3）口座は、申請した保護者名義のものをご用意ください。

口座振替のできる金融機関

京都銀行、京都信用金庫、京都農業協同組合、京都中央信用金庫、りそな銀行、ゆうちょ銀行
※南丹のぞみ園を利用される場合は、園から直接、手続き方法についてお知らせがあります。

お願い　～保育料は期限内に納付してください～

保育施設の運営には、お子さんの健康と安全を守るため、給食費や人件費等多くの経費が必要です。南丹市では国の定める基準より保育料を低額に設定し、保護者の負担軽減を図っています。保護者から納付いただく保育料が重要な財源となりますので、期限内の納付にご協力ください。
納期限を過ぎると延滞金が発生します。督促後、未納の場合は給与等の差し押さえを行うことがあります。

15 病児保育

利用対象は、入所しているこどもです。利用方法は、入所後にお知らせします。

名称	亀岡市・南丹市・京丹波町病児保育室「ひまわり」
開設場所	京都中部総合医療センター
開設日	月曜から金曜までの平日
開設時間	午前8時00分から午後5時30分
利用料金	1日2,500円 半日(5時間以内)1,500円 ※別途、昼食代が必要です。

16 一時保育

利用対象は、保育所等の利用をしていないこどもです。
保護者の方の仕事や病気等により保育を必要とする場合は、断続的(週3日以内)に、育児負担の軽減等のために保育を必要とする場合は、緊急・一時的(2週間以内)に預かります。
※保育所ごとに実施内容が異なります。
※利用を希望する場合は、人員等の調整が必要ですので、お早めに各保育所等へお問い合わせください。

実施保育所	種別	対象年齢・利用時間	利用料
園部保育所 城南保育所 八木東保育所 ひよしこども園 胡麻保育所 みやまこども園	緊急・一時的な預かり (2週間以内)	当該年度の4月1日現在で 満1歳から就学前まで (月曜～金曜) 8時30分～16時30分	※年齢区分については、利用年度の4月1日現在の年齢を適用します。 ●3歳未満児 1日あたり1,800円 半日あたり1,000円 ●3歳以上児 1日あたり1,500円 半日あたり800円
八木中央保育所※	継続的に行う預かり (週3日以内)	一時保育開始日現在で 満1歳から就学前まで (月曜～金曜) 8時30分～16時30分	
	緊急・一時的な預かり (2週間以内)		
	延長保育	16時30分～19時	1回あたり 200円

※八木中央保育所は、令和 9 年度(2027 年 4 月)に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。
➡詳細は p.13

南丹のぞみ園

満1歳6か月以降のこどもを対象に実施します。詳細は園へお問い合わせください。

17 他市町村の施設利用を希望される場合(広域入所)

事情により、南丹市外の施設への利用を希望される場合も、利用申込みは南丹市に提出してください。利用申込みを受けた後、利用申込先の市町村と協議を行います。
※利用申込先の市町村の承諾がなければ利用できません。

実施基準(以下のいずれかに当てはまること)

(1) 保護者の勤務状況により、南丹市内の保育所ではこどもの送迎に無理が生じる場合
(2) 利用申込先の市町村に祖父母等の家族が所在し、その家族の援助を必要とする場合
(3) 自宅が行政境にあり、隣接市町村の保育所を希望する場合

18 市立認定こども園の1号認定利用

ひよしこども園、みやまこども園は3・4・5歳児に5人定員で教育のみ希望する1号認定での利用が可能です。利用時間は午前9時から午後2時までで保育利用の園児と一緒に過ごします。希望される方は、幼児教育・保育推進課又は各こども園へお問い合わせください。年度の途中で変更することも可能です。

八木中央幼児学園　短時部（八木中央幼稚園）を１号認定で利用される場合の手続き等については、「南丹市立　幼稚園入園のしおり」をご確認ください。なお、八木中央幼児学園　短時部（八木中央幼稚園）は、令和９年（2027 年）4 月に幼保連携型認定こども園へ移行する予定です。

19 就学前教育・保育施設の再編

南丹市では、公立の保育所と幼稚園の再編及び認定こども園化を予定しています。再編等に伴い利用を開始されてから就学までの間に、施設の異動や職員体制が変更となる可能性があります。保護者の皆様には都度お知らせしていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（1）園部保育所と園部幼稚園を再編し、園部幼稚園の施設を活用した幼保連携型認定こども園の開設を予定しています。これには、園部幼稚園の改修工事が必要になりますので令和9年度の工事期間中は園部保育所で受入れて保育を行います。また幼保連携型認定こども園が開設される令和10年4月から現在の園部保育所の園児は、現在の園部幼稚園の園舎に通園します。
（2）八木中央幼児学園では、短時部（幼稚園機能）と長時間部（保育所機能）を同一施設内で運営しており、令和9年（2027年）4月から幼保連携型認定こども園への移行を予定しています。また、令和 10 年（2028 年）4 月から八木東幼児学園をその分園と位置づけ、低年齢児を中心に受入れる施設とする予定です。

20 育児休業給付金の手続き

2025年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わりました。南丹市においては京都労働局の通知（令和6年8月1日付京労安発0801第12号）に基づいて手続きを行います。

（1）ハローワークやお勤め先での育児休業給付金の支給対象期間延長手続きに、保育所等入所申込書一式の写しが必要です。**南丹市へご提出の前に必要部数をコピーしておいてください。**
（2）南丹市では育児休業給付金の支給期間延長の可否について責任は負えませんので、ご了承ください。
（3）育児休業延長に関する各種手続きについては、事前にハローワークや就労先にご確認いただいたうえで、ご判断ください。

育児休業等給付について

厚生労働省ホームページ

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

2025年４月から 保育所等に入れなかったことを理由とする 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

改正のポイント

これまで	保育所等の利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市区町村の発行する入所保留通知書などにより確認していました。
2025年４月から	これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要になります。

2025年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は**保育所等の利用申込書の写しが必要となります。**市区町村に保育所等の利用申し込みを行う際は、**必ず申込書の写し（電子申請で申し込みを行った場合は、申込内容を印刷したもの、または、申し込みを行った画面を印刷したもの）をとって保管しておいてください。**



育児休業給付金は、保育所等に入れなかったため育児休業を延長した場合に、１歳６か月に達する日前まで（再延長で２歳に達する日前まで）支給を受けることができますが、育児休業及び給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず市区町村に入所を申し込むことは、制度趣旨に沿わない行為です。制度を適切に運用するため、**2025年４月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の利用申し込みをしていることをハローワークで確認させていただきますので、必ず以下の書類を提出していただきますようお願いします。**

必要な書類

子が１歳に達する日（＊）または１歳６か月に達する日が2025年４月１日以後となる方が、育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、必ず次の書類を、延長時の「育児休業給付金支給申請書」に添付してください。

＊　パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

●育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書　申告書の様式はこちら

●市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの申込書の写し

- ✓ 申込書の写しは市区町村に申し込んだものと同じものであれば、市区町村の受付印は不要です。利用申し込みの内容を途中で変更した場合は変更後の申込書の写しを提出していただく必要があります。
- ✓ 申込書の写しは全てのページを提出してください。また、市区町村に入所申し込みを行ったときに、入所保留となることを希望する旨の書類を提出している場合は、その書類の写しも提出してください。
- ✓ 申込書の写しの内容について市区町村に確認する場合があります。
- ✓ 提出された申込書の写しの内容が実際の申し込み内容と異なることが判明した場合は、不正受給に該当し、不正に受給した金額の返還と、悪質な場合はそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられることがあります。



●市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知（入所保留通知書、入所不承諾通知書など）

詳しい要件は裏面をご覧ください

厚生労働省 ・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

LL060701保01

育児休業給付金の支給対象期間延長要件 ※１～３すべてを満たす必要があります

１．あらかじめ市区町村に対して保育利用の申し込みを行っていること

✓ 入所申込年月日が子が１歳に達する日（＊）までの日付となっていることが必要です。

✓ 単に申し込みを失念していた場合や、入所申し込みを行おうと市区町村に問い合わせたところ、「入所が困難」との返答があり、期限内に申し込みを行わなかった場合は、延長は認められません。

✓ 子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申告書の理由欄にその旨を記載した上で、必要な書類※を添付してください。 ※障害者手帳（写し）、特別児童扶養手当証書（写し）、医師の診断書等のいずれか

２．速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものであると公共職業安定所長が認めること ※①～③すべてを満たす必要があります

① 原則として子が１歳に達する日（＊）の翌日以前の日を入所希望日として入所申し込みをしていること。

② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由※なく自宅から通所に片道30分以上要する施設のみとなっていないこと

※「合理的な理由」として認められるのは、原則として次のa～eのいずれかに該当する場合です。

a. 申し込んだ保育所等が本人または配偶者の通勤経路の途中にある場合（本人または配偶者の勤務先からの片道の通所時間が30分未満の場合を含みます。）

b. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等がない場合

c. 自宅から30分未満で通うことができる保育所等の全てについて、その開所時間または開所日（曜日）では職場復帰後の勤務時間または勤務日（曜日）に対応できない場合

d. 子が疾病や障害により特別に配慮が必要であり、30分未満で通える保育所等は全て申し込み不可となっている場合（医師の診断書、障害者手帳の写し等が必要です）

e. その他、きょうだいが在籍している保育所等と同じ保育所等の利用を希望する場合、３０分未満で通える保育所等がいずれも過去３年以内に児童への虐待等について都道府県または市区町村から行政指導等を受けていた場合も「合理的な理由」として認められます。

③ 市区町村に対する保育利用の申し込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと

※入所申込書において、「保育所等への入所を希望していない」、「速やかに職場復帰する意思がない」、「選考結果にかかわらず育児休業の延長を希望する」などの記載等があり、保育所等への入所の意思や速やかな職場復帰の意思がないことが明白な場合は、要件を満たしません。

３．子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと

✓ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前（４月入所申し込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている市区町村の通知書※を添付してください。※入所保留通知書や入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。

✓ やむを得ない理由なく内定辞退を行っている場合はこの要件を満たしません。「やむを得ない理由」とは、内定の辞退について申し込み時点と内定した時点で住所や勤務場所等の変更等があり、内定した保育所等に子どもを入所させることができなかった場合を指します。

＊ パパ・ママ育休プラス制度の活用により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注１）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

（注２）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請手続きを行う事業主の方へ

保育所等に入所できない場合の育児休業給付金の支給対象期間延長について
～2025年4月以後に延長の可能性がある方向けの留意点です～

- 2025年4月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所ができなかっただけでは延長は認められません。速やかな職場復帰のために保育利用を申し込んでいたことについてハローワークの確認を受けることが必要になります。
- 必要書類は、①**育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書**、②市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの**申込書の写し**、③**市区町村が発行する保育所等の利用ができない旨の通知**（詳細は裏面）の３点です。
- 市区町村に申し込みを行った日付や入所希望日については、次の要件を満たしている必要があります。

1. 市区町村への保育所等の入所申し込みは、子が１歳に達する日（＊）までに行っていること

2. 入所希望日を、子が１歳に達する日（＊）の翌日以前の日付として入所申し込みを行っていること

（注）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）」を「子が１歳６か月に達する日」と読み替えてください。

➢ **市区町村の申込期限に間に合わなかったために、要件を満たす入所申し込みができなかった場合は、延長の対象とはなりません。**

保育所等の入所申し込みの受付期間（締め切り）は市区町村により様々です。お子さんが生まれたら市区町村のホームページやお知らせなどで、申し込み受け付けのスケジュールを必ずご確認ください。特に、4月入所の申し込み受付期間は他の月よりもかなり早い場合が多いので、ご注意ください。

➢ **市区町村に入所可能か問い合わせただけでは支給対象期間の延長の対象とはなりません。申込期限までに入所の申し込みを行うことが必要です。ただし、次の例外があります。**

例外①

子が病気や障害により特別な配慮が必要であるため、保育体制が整備されていない等の理由で入所申し込みを市区町村が受け付けない場合は、申し込みを行えなかった理由を申告書に記載し、障害者手帳、医師の診断書等を添付すれば、延長が認められる場合があります。

例外②

お住まいの市区町村で、子が１歳に達する日（＊）の翌日を含む月の入所を対象とした募集がなく、入所申し込みの受け付けができないとされた場合は、１歳に達する日（＊）の翌日の2か月後までの日を入所希望日として入所申し込みを行えば、延長が認められる場合があります。**なお、この例外は１歳６か月に達する日後の延長時には認められません。**

例）令和7年2月1日生まれの子について、居住する市区町村では令和８年2月及び3月入所の募集がなく、令和８年4月1日を入所希望日として申し込みを行った場合

⇒ 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄に理由を記載し、次の書類を添付してください。

・募集がない旨が記載された市区町村のリーフレット等の写し
・入所申込書の写し
・市区町村が発行した選考結果がわかる書類（入所保留通知書又は内定通知書）

※ 年に1回、一定の期間しか申し込みの機会がない場合など、子が１歳に達する日（＊）の翌日から2か月後の日までを入所希望日として申し込むことができない場合は、ハローワークにご相談ください。

＊ パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日。

（注）「子が１歳に達する日」とは「子の１歳の誕生日の前日」のことです。

厚生労働省 ・都道府県労働局・ハローワーク

（裏面へ）

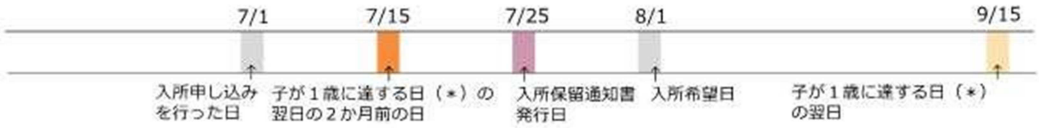
LL060701保02

市区町村が発行する保育所等が利用できない旨の通知

- 市区町村に保育の利用を申し込んだものの、子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが延長の要件となります。
- 保育が実施されないことの確認は、「市区町村が発行した保育所等の入所保留通知書など、保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知」で行います。
- 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことを確認するため、市区町村が発行する通知は、以下のいずれか１通を提出してください。
 - 発行年月日が子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前（４月入所申し込みの場合は３か月前）の日以後の日付となっている入所保留通知書等
 - 発行年月日が上記期限より前の日付の入所保留通知書等しかなく、入所保留中は市区町村から新たな通知が発行されない場合は、育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書の理由欄にその旨を記載の上、直近の入所保留通知書等（子が１歳に達する日（＊）の翌日が保留の有効期限内にあるものに限る。）

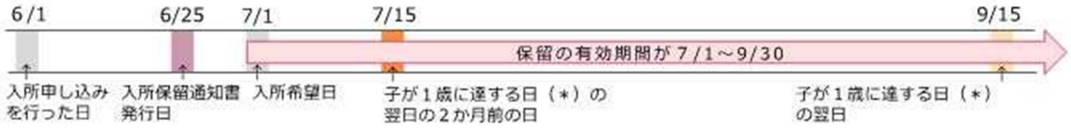
■ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できる入所保留通知書の例

例①：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日以後に入所保留通知書が発行されている場合



※　この例の場合、7月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。

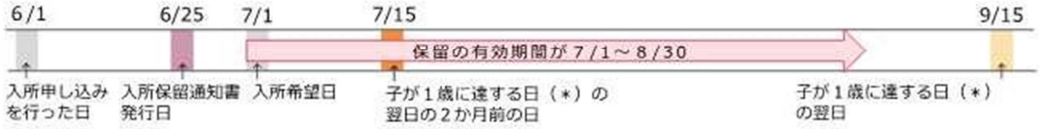
例②：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日より前に入所保留通知書が発行されているが、保留の有効期間に子が１歳に達する日（＊）の翌日が含まれている場合



※　この例の場合、市区町村から新たな入所保留通知書が発行されない場合は、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となります。（市区町村から新たな入所保留通知書が発行される場合は、最新の入所保留通知書を提出してください。）

■ 子が１歳に達する日（＊）の翌日時点で保育が実施されないことが確認できない入所保留通知書の例

例③：子が１歳に達する日（＊）の翌日の２か月前の日より前に入所保留通知書が発行されており、保留の有効期間に子が１歳に達する日（＊）の翌日が含まれていない場合



※　この場合、6月25日に発行された入所保留通知書は、9月15日時点で保育が実施されないことが確認できる書類となりません。
⇒延長の要件を満たすためには、8月または9月の入所を申し込む必要があります。

＊　パパ・ママ育休プラス制度により、育児休業終了予定日が子が１歳に達する日の翌日以後である場合は、育児休業終了日。ただし、育児休業終了予定日が子が１歳２か月に達する日である場合は、１歳２か月に達する日

（注１）「子が１歳に達する日の翌日」とは「子の１歳の誕生日」のことです。

（注２）１歳６か月に達する日後の延長の場合は、「子が１歳に達する日（＊）の翌日」を「子が１歳６か月に達する日の翌日」と読み替えてください。

LL060701保02

21 Q&A

21-1 入所について

Q　今は仕事をしていませんが、働き始めたいです。申込みはできますか？

A　求職の事由で申込みはできます。ただし利用の承諾期間は3か月です。その期間に就労先を見つけていただき、就労証明書等で確認できた場合は、継続利用が可能です。

Q　南丹市以外の市町村に居住していますが、南丹市内の保育所を利用できますか？

A　南丹市内の保育所を利用できるのは、南丹市に居住し住民登録されているこどもです。申込時には他市町村に住民登録されていても、利用までに転入予定の場合は申込みを受付します。
広域保育（➡詳細は p.12）の利用を希望される場合は住民登録している市町村にお問い合わせください。

Q　祖父母が同居していても保育所の申込みはできますか？

A　申込みは可能ですが、64歳以下の祖父母については就労証明書等の書類を提出してください。

Q　一斉申込受付の締切日までに就労証明書が用意できなかった場合は、申込はできませんか？

A　一斉申込の受付対象外となりますが、2次選考で申込みができます。
利用開始希望月の前月の10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに必要書類を揃えてご提出ください。

Q　母親が出産のため産前産後の期間だけ入所しましたが、引き続き利用できますか？

A　既定の期間が過ぎると入所要件がなくなりますので利用できません。

Q　育児休業中でも利用できますか？

A　育児休業中の新規利用はできません。育児休業の終了翌日からの利用希望でお申込みください。

Q　就労での利用中に育児休業することになりました。利用中のこどもは退所ですか？

A　条件により継続しての利用が可能です。下記の表をご参照ください。
※生まれたお子さんの育児休業が終了する予定日で、保育所利用申請をし、保留となった場合は、既に利用中のお子さんについて一定期間の継続利用が可能です。

<table>
<tr><th>休業期間と復帰時期</th><th colspan="2">利用中のこどもの年齢</th><th>継続利用の可否</th></tr>
<tr><td>1年以内に復帰</td><td colspan="2">すべてのこども</td><td>利用可能</td></tr>
<tr><td rowspan="4">1年を超えて復帰</td><td colspan="2">0～2歳児</td><td>出生したこどもが、1歳を迎える前日の属する月末まで利用可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">園部・八木地域の保育所</td><td>3歳児</td><td>出生したこどもが、
・9月までに1歳の誕生日を迎える場合
…9月末まで利用可能
・10月以降に1歳の誕生日を迎える場合
…3月末まで利用可能</td></tr>
<tr><td>4～5歳児</td><td>利用可能</td></tr>
<tr><td>日吉・美山地域の保育所</td><td>3～5歳児</td><td>利用可能
ひよしこども園、みやまこども園は教育のみ利用する1号認定へ変更可能</td></tr>
</table>

Q　転職して仕事が変わりました。届出は必要ですか？

A　就労証明書を新たに提出してください。
転職していなくても、就労の時間や場所等に変更がある場合は再度提出をお願いします。

Q	**農業従事者ですが、客観的に証明のできる添付書類が用意できません。**
A	就労証明書の左上に、下記の□枠内を参考に手書きで記入のうえ、農業委員又は農地利用最適化推進委員の記名により、証明を受けてください。（下線部に各項目を記載してもらってください。）



Q	**仕事を辞めました。保育所は退所しなくてはいけませんか？**
A	仕事を辞められ、その他に保育所利用の要件がない場合は、退所となります。ただし次の仕事を探すという場合は求職を事由に3か月の継続利用は可能です。

Q	**ならし保育期間中に就業又は復職しておく必要がありますか？**
A	必要ありません。保育所入所を機に就業又は復職する場合、就業又は復職する前にならし保育をすることが可能です。ただし、通常保育開始日には就業又は復職しておく必要があります。

Q	**満 6 か月を迎える前にならし保育を開始することはできますか？**
A	できません。満 6 か月から受入れができる施設に入所される場合、ならし保育の開始日は、「満 6 か月になった日以降」となります。

Q	**「きょうと育児の日」とは？**
A	京都府が家庭や家族の絆の大切さを改めて考えていただく機会として、毎月19日を「きょうと育児の日」に制定し「子育て環境日本一」の実現を目指して取り組んでいます。家族そろっての食事や職場での「ノー残業デー」等の推進を図る目的です。 ➡詳細は京都府 HP　トップページ>子育て・健康・福祉>子育て・青少年>きょうと育児の日

21-2 認定について

Q	**認定が受けられない場合がありますか？**
A	2号、3号認定については、就労時間等により保育を必要とする事由に該当しない場合は、受けられないことがあります。

Q	**保育利用時間の認定は変更できますか？**
A	就労時間等の要件を満たしていれば保育短時間認定から標準時間認定へ変更可能です。就労証明書等の必要書類と記載事項変更届を提出ください。申請された翌月から変更です。

Q　これから出産予定のこどもを申込みたいです。どうしたらいいですか？

A　提出書類の生年月日には出産予定日を記入し、母子健康手帳のコピー（表紙、分娩予定日記載のページ）を添付して、お申込みください。出産後、利用開始日などに変更があった場合は、幼児教育・保育推進課にご相談ください。

21-3 利用者負担額（保育料等）について

Q　離婚等によりひとり親家庭になりましたが、保育料は変わりますか？

A　離婚や婚姻、転居等の理由により申請時と家庭の状況に変更があった場合は、速やかに保育所又は幼児教育・保育推進課で手続きをしてください。申請の内容によって、保育料が変更になる場合があります。保育料の変更は申請された翌月分から反映します。

Q　在宅障がい児（者）とはどのような方ですか？

A　以下のいずれかに当てはまる方が該当します。

1. 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
2. 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
4. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児
5. 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

Q　算定の基準となる年度は収入がなかったのですが、所得の申告は必要ですか？

A　前年が無収入の方や、非課税所得のみで普段は税の申告が必要ない方であっても、保育料の算定には所得の申告（又は無収入の申告）が必須となります。申告の方法は、算定の基準となる年度の住民登録があった市町村の税担当（南丹市の場合は税務課）にご確認ください。

21-4 私立認定こども園について

Q　私立認定こども園の保育料はどのように決まりますか？

A　市が保護者の市民税所得割額等から算定し決定しますが、納付は私立園に直接していただくことになります。市立保育所と同じ基準額表を用いて算定します。

Q　私立認定こども園を希望する場合の手続き方法は？

A　保育を希望される場合は、まず幼児教育・保育推進課へ入園に必要な書類を提出してください。その後、利用調整を行ったうえで利用する私立園と契約をしていただきます。

Q　入園の選考はどのように行われますか？

A　私立認定こども園の保育利用を希望される場合は、保育の必要の程度を勘案し、市が利用調整を行います。

Q　南丹のぞみ園に通うこどもですが、主食費はいくらかかりますか？

A　3～5 歳児のお子さまにつきましては、主食費として月額 3,000 円を園へお支払いいただきます。詳細は、直接南丹のぞみ園にお問い合わせください。

22 南丹市保育所保育料等徴収金基準額表

2号認定（3歳以上児※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から）			
保育料徴収金基準額（月額）	0円※1	副食費	4，500円※2

※1 3歳以上児は、幼児教育・保育の無償化のため、0円となっています。3歳以上児より副食費が必要になります。**副食費は、日割りはありません。**

※2 次の場合、**副食費は免除**です。

① 年収360万円未満相当（市民税所得割課税額57,700円未満）の世帯のこども
ひとり親世帯等（母子家庭・父子家庭・両親のいない家庭・世帯内に障がい者のいる家庭）については、市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯のこども

② 全所得階層の第3子以降のこども（多子の数え方には条件があります。）

- 市民税所得割課税額57,700円以上～169,000円未満：満18歳未満（※）のこどもから数えて、3人目以降のこども（※18歳に達する以降最初の3月31日までの間を含む。）
- 市民税所得割課税額169,000円以上～就学前児童の範囲で、上から3人目以降のこども

３号認定（３歳未満児※満３歳に達する日以後の最初の３月31日まで）					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料徴収金基準額（月額）		国・京都府の減免制度により適用される内容
階層区分	定義		保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
A	生活保護世帯		0 円	0 円	－
B	市民税非課税世帯		0 円	0 円	－
C１	市民税所得割非課税世帯		8，000 円	7，800 円	第２子半額 第３子以降無料
C２	市民税所得割課税額の金額	8,000 円未満	10，000 円	9，800 円	
C３		8,000 円以上 48,600 円未満	11，000 円	10，800 円	
D１		48,600 円以上 52,700 円未満	12，600 円	12，300 円	
D２		52,700 円以上 56,400 円未満	14，000 円	13，700 円	57,699円以下
D３		56,400 円以上 64,300 円未満	18，000 円	17，600 円	57,700円以上
D４		64,300 円以上 75，200 円未満	24，500 円	24，000 円	第２子半額 ＊同一世帯内において２人の児童が入所している場合
D５		75,200 円以上 97,000 円未満	29，600 円	29，000 円	
D６		97,000 円以上 112,200 円未満	32，500 円	31，900 円	
D７		112,200 円以上 147,000 円未満	36，000 円	35，300 円	
D８		147,000 円以上 169,000 円未満	39，000 円	38，300 円	
D９		169,000 円以上 211,100 円未満	41，000 円	40，300 円	
D１０		211,100 円以上 264,500 円未満	43，000 円	42，200 円	
D１１		264,500 円以上 301,000 円未満	45，000 円	44，200 円	
D12		301,000 円以上	46，000 円	45，200 円	

第３子以降無料

多子カウント年齢制限あり（18 歳になる年度まで）

第３子以降無料

＊同一世帯内において３人以上の児童が入所している場合

※多子カウントの対象は保護者と生計を一にしていることが条件です。必ずしも同居を必要とはしていません。

※3 歳未満児の給食副食費は、保育料の中に含みます。

23 南丹市保育所〈ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯〉保育料徴収金基準額表

3 号認定(3 歳未満児※満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)			
階層区分 (定義は前の表を参照)	保育料徴収金基準額(月額)		国・京都府の減免制度により適用される内容
	保育標準時間保育料	保育短時間保育料	
B	0円	0円	
C1	4, 000円	3, 900円	第2子 以降無料
C2	5, 000円	4, 900円	
C3	5, 500円	5, 400円	
D1	6, 300円	6, 150円	
D2	7, 000円	6, 850円	
D3	9, 000円	8, 800円	
D4	9, 000円	9, 000円	
D5 **(77, 101円未満)**	9, 000円	9, 000円	

※D5階層の一部(世帯の市民税所得割課税額が 77,101 円以上)を超える世帯は、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」を適用します。

24 その他の減免制度

在宅障がい児(者)のいる世帯で、D5階層の一部(世帯の市民税所得割課税額が 77,101円以上)から D12階層の世帯における保育料は、「南丹市保育所保育料徴収金基準額表」に定める保育料徴収金基準額の1/2になる場合があります。

下記のいずれかに該当する世帯については、保育料の負担軽減があります

(1) 生活保護等世帯
(2) ひとり親世帯
(3) 在宅障がい児(者)のいる世帯
(4) 第 3 子以降の通所児童がいる世帯

※(3)の方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特別児童扶養手当の証書の写しを添付してください。

保育所等の利用について、わからないことがあればお気軽に幼児教育・保育推進課までお問い合わせください。

南丹市教育委員会こども家庭センター幼児教育・保育推進課
〒622-8651南丹市園部町小桜町47 番地（中央庁舎2階）
TEL0771-68-0017